

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する
規程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 共通の項を次のように改める。

共通	時差勤務（ 職員の申請 を考慮した 第2条第1 項の勤務時 間と異なる 勤務時間の 割振りによ る勤務をい う。以下同 じ。）をし ている職員	38時間45 分（所属 長）	時差勤務 (1) 7：30～ 16：15 (2) 8：00～ 16：45 (3) 9：00～ 17：45 (4) 9：30～ 18：15 (5) 10：00～ 18：45	12：00 ～13：00 （この表 の種別の 欄に掲げ る職員に ついては、 時差勤務 に係る勤 務時間が 割り振ら れる直前 の勤務の 休憩時間 として定 められて いる時間）	日曜日及 び土曜日。 ただし、 この表の 種別の欄 に掲げる 職員につ いては、 時差勤務 に係る勤 務時間が 割り振ら れる直前 の勤務の 週休日と して定め られている日
	ランチタイ ムシフト勤 務（職員の 申請を考慮 した第2条 第1項の休 憩時間と異 なる休憩時 間の割振り による勤務 をいう。以 下同じ。） をしている 職員	38時間45 分（所属 長）	8：30～17：15 （この表の種別の 欄に掲げる職員 については、ラ ンチタイムシフ ト勤務に係る勤 務時間が割り振 られる直前の勤 務の勤務時間と して定められて いる時間）	11：30 ～12：30 又は 12：30 ～13：30	日曜日及 び土曜日。 ただし、 この表の 種別の欄 に掲げる 職員につ いては、 ランチタ イムシフ ト勤務に 係る勤務 時間が割 り振られ る直前の 勤務の週 休日とし て定めら

					れている 日
--	--	--	--	--	-----------

附 則

この訓令は、令和6年8月1日から施行する。

制 定 理 由

ランチタイムシフト勤務を導入するため、この訓令を制定するものである。

改正後						改正前					
(勤務時間等) 第2条 職員の勤務時間等は、次のとおりとする。 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。 休憩時間 正午から午後1時まで 週休日 日曜日及び土曜日 2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員の勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。 3～7略 別表第1 (第2条関係)						(勤務時間等) 第2条 職員の勤務時間等は、次のとおりとする。 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。 休憩時間 正午から午後1時まで 週休日 日曜日及び土曜日 2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員の勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。 3～7略 別表第1 (第2条関係)					
所属	種別	1週間の勤務時間(勤務時間等を割り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日	所属	種別	1週間の勤務時間(勤務時間等を割り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日
共通	時差勤務(職員の申請を考慮した第2条第1項の勤務時間と異なる勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をしている職員	38時間45分(所属長)	時差勤務 (1) 7:30～16:15 (2) 8:00～16:45 (3) 9:00～17:45 (4) 9:30～18:15 (5) 10:00～18:45	12:00～13:00 (この表の種別の欄に掲げる職員については、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる直前の勤務の休憩時間として定められている時間)	日曜日及び土曜日。ただし、この表の種別の欄に掲げる職員については、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる直前の勤務の週休日として定められている日	共通	時差勤務(職員の申請を考慮した第2条第1項の勤務時間と異なる勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をしている職員	38時間45分(所属長)	時差勤務 (1) 7:30～16:15 (2) 8:00～16:45 (3) 9:00～17:45 (4) 9:30～18:15 (5) 10:00～18:45	12:00～13:00 (この表の種別の欄に掲げる職員については、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる前の勤務の休憩時間として定められている時間)	日曜日及び土曜日。ただし、この表の種別の欄に掲げる職員については、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる前の勤務の週休日として定められている日
	ランチタイムシフト勤務(職員の申請を考慮した第2条第1項の休憩時間と異なる休憩時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をしている職員	38時間45分(所属長)	8:30～17:15 (この表の種別の欄に掲げる職員については、ランチタイムシフト勤務に係る勤務時間が割り振られる直前の勤務の勤務時間として定められている時間)	11:30～12:30又は12:30～13:30	日曜日及び土曜日。ただし、この表の種別の欄に掲げる職員については、ランチタイムシフト勤務に係る勤務時間が割り振られる直前の勤務の週休日として定められている日						
学校給食センター	学校給食センターに勤務する職員(一般事務職である職員を除く。)	38時間45分(所属長)	1 7:45～16:30 2 8:30～17:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	学校給食センター	学校給食センターに勤務する職員(一般事務職である職員を除く。)	38時間45分(所属長)	1 7:45～16:30 2 8:30～17:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 新旧対照表

改正後						改正前					
図書館（図書館分館にあっては、麻生図書館柿生分館に限る。）	図書館（中原図書館及び麻生図書館柿生分館を除く。）に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15 2 10：30～19：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日	図書館（図書館分館にあっては、麻生図書館柿生分館に限る。）	図書館（中原図書館及び麻生図書館柿生分館を除く。）に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15 2 10：30～19：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
	中原図書館に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15 2 10：30～19：15 3 12：30～21：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日		中原図書館に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15 2 10：30～19：15 3 12：30～21：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
	麻生図書館柿生分館に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15 2 9：30～18：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日		麻生図書館柿生分館に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15 2 9：30～18：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
日本民家園	日本民家園に勤務する職員	38時間45分（園長）	8：45～17：30	勤務時間の途中において1時間	月曜日及び4週間を通じ4日	日本民家園	日本民家園に勤務する職員	38時間45分（園長）	8：45～17：30	勤務時間の途中において1時間	月曜日及び4週間を通じ4日
青少年科学館	青少年科学館に勤務する職員	38時間45分（館長）	8：45～17：30	勤務時間の途中において1時間	月曜日及び4週間を通じ4日	青少年科学館	青少年科学館に勤務する職員	38時間45分（館長）	8：45～17：30	勤務時間の途中において1時間	月曜日及び4週間を通じ4日

- 備考
- この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、4週間を平均して1週間の勤務時間が同欄の時間数を超えない範囲で、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振り等を行うものとする。
 - この表中勤務時間及び休憩時間の欄における時間の表記は、24時制によるものである。

- 備考
- この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、4週間を平均して1週間の勤務時間が同欄の時間数を超えない範囲で、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振り等を行うものとする。
 - この表中勤務時間及び休憩時間の欄における時間の表記は、24時制によるものである。